

# 久留米市雇用奨励金 申請書類チェックリスト

申請期限： 年 月 日

受付日

支給対象期間が満了した翌日から2ヶ月以内。ただし、支給対象期間が満了した日までに国からの助成金の最終期の通知を受けていない場合は、国の通知日の翌日から2ヶ月以内。申請書に不備がある場合は受付いたしません。

チェック項目	申請者	労政課
<b>1. 久留米市雇用奨励金支給申請書(第1号様式)</b>		
申請者の法人名及び代表者名が記載されていますか		
特定求職者雇用開発助成金 最終期通知書(重度障害者は第2期～4期または6期)の支給決定年月日(右上の日付)と⑥欄の年月日は同じですか		
賃金支給状況及び出勤状況報告書(様式1)の支給合計額と⑨欄の賃金総額は同じですか		
対象者が勤務している事業所は久留米市内の事業所ですか		
<b>2. 「特定求職者雇用開発助成金支給決定通知(最終期)」の原本</b> 裏面住所は「久留米市」ですか (申請時両面コピー)		
<b>3. 「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し</b> <input type="checkbox"/> 健康保険等加入者のみ 社会保険の加入日は、雇入れから1ヶ月以内となっていますか ※1ヶ月以上ずれがある場合は、資格取得日以前の出勤状況が分かる書類提出が必要です		
<b>4. 雇用奨励金支給対象期間中の賃金支給状況及び出勤状況報告(様式1)</b> ※支給賃金総額は通勤手当、賞与等を含む 雇用時、久留米市に住民票がありましたか		
<b>5. 雇用奨励金支給対象期間中対象労働者の「賃金台帳」または「給与明細表」の写し(勤務時間、日数・労働時間が分かるもの)</b>		
<input type="checkbox"/> 社会保険加入者は、奨励金支給対象期間6ヶ月分		
<input type="checkbox"/> 社会保険未加入者は、奨励金支給対象期間の前1年分※雇用開始からの分を全て提出していただく場合があります。 ※原則、正規社員の4分の3以上の労働が2ヵ月以上ある場合は社会保険の加入が必要。変形雇用などの場合は申請時にお伝えください。		
<b>6. 役員名簿</b> ※久留米市暴力団排除条例に基づき、申請者が「暴力団関係者」であるか否かを警察に確認することになっておりますので、補助金等交付申請書に必ず氏名のふりがなと生年月日を記入してください。 <input type="checkbox"/> 法人の場合(個人事業主以外)は役員名簿の添付が必要 ふりがなは記入されていますか		
<b>7. 労働保険料等の未納がないことを証明する①「労働保険料等加入・納入証明書」または②「労働保険料等納入証明願」の原本</b> <input type="checkbox"/> 労働保険事務を事務組合に委託している事業所は①または②を提出してください <input type="checkbox"/> それ以外の事業所は①を提出してください ※①は福岡労働局労働保険徴収課に、②は加入している事務組合等に交付を申請してください(様式は福岡労働局ホームページのものを利用してください)		
<b>8. 請求書</b> ※支給決定後、通知書に同封して様式を送付いたします 件名は記入されていますか(久留米市雇用奨励金) 印鑑(法人印および代表者印)が押印されていますか 申請者と口座名義は一致していますか		

※書類を提出する前に、必ず確認し、確認欄にチェック(し点を記入)してください。

・申請書一式に、このチェックリストを添えて提出してください。

<申請書提出のご担当者様のご連絡先をご記入ください>

事業所名 : \_\_\_\_\_  
担当者名 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_

必ず記入

<申請書受付担当>久留米市役所 商工観光労働部 労政課 受付担当者 : \_\_\_\_\_  
久留米市庁舎11階 TEL:0942-30-9046